

令和6年度青森県食品衛生監視指導計画（案）の概要

1 令和6年度青森県食品衛生監視指導計画（案）の概要

（1）監視指導の実施に関する事項

異物混入対策、食中毒対策及び食品表示等に関する監視指導の実施

（2）収去検査に関する事項

規格基準、残留農薬、アレルギー等の検査の実施

収去検査結果を利用した食中毒予防

規格基準・表示基準違反があった事業者に対する指導の実施

（3）食中毒等健康被害発生時の対応

速やかな原因の究明及び被害拡大防止対策の徹底

広域食中毒発生時の連絡体制等の整備

（4）食品等事業者による自主衛生管理の徹底

HACCPに沿った衛生管理の推進及び実施状況に応じた監視指導

（5）消費者等との意見交換に関する事項

青森県食品衛生監視指導計画に関する意見の募集、食品衛生に関する情報提供

市町村への協力要請及び自治体広報紙を活用した食品衛生思想の啓発の実施

（6）食品衛生に係る人材育成・資質向上

HACCPをはじめとする衛生管理に携わる人材の育成

職員研修会及び食品等事業者に対する衛生講習会の実施

2 令和5年度青森県食品衛生監視指導計画からの主な変更点

（1）と畜場及び食鳥処理場に対する立入検査回数等の取扱いの見直し

と畜場及び食鳥処理場（認定小規模食鳥処理場を除く。）に対し食肉衛生検査所が実施する監視指導について、「青森県と畜検査員及び食鳥検査員による外部検証実施要領」により実施するものと整理します。

また、認定小規模食鳥処理場に対しては、施設の状況に応じた回数により立入検査を実施することとします。

（2）仕出し・弁当による食中毒対策の追加

近年の食中毒発生状況等を踏まえ、6月から10月までを「仕出し・弁当による食中毒予防強化月間」とし、飲食店施設等に対し、食品の温度管理を中心とした衛生対策の徹底について監視指導を実施することとします。

（3）県の組織改正に伴う機関名等の変更